

News Release 2025年12月19日

資産形成をテーマとしたセミナーの開催について

株式会社七十七銀行（代表取締役頭取 小林 英文）では、お客様への資産形成支援の一環として資産形成をテーマとしたオンラインセミナーを開催しますので、下記のとおりお知らせいたします。本セミナーでは、来年の投資環境、NISAの概要や活用方法等についてわかりやすくお伝えいたします。

当行は、今後もお客様一人ひとりの想いに真摯に寄り添い、人生100年時代における様々なニーズや課題に対して最適なソリューションの提供に努めてまいります。

記

<セミナーの概要（詳細は別紙のチラシをご参照ください。）>

| | | |
|------|---|--|
| 名称 | 資産形成セミナー 2026年の投資環境を読み解く！ ～今からでも始められる資産運用と投資信託の活用法～ | 資産形成セミナー ～今日はNISAの日！改めて知りたいNISAのこと～ |
| 日 時 | 2026年1月16日（金）18:00～19:00 | 2026年2月13日（金）18:00～19:00 |
| 内 容 | ・2026年の投資環境 ・NISAの活用方法 ・ファンド紹介 | ・NISAとは ・NISAの活用術 ・投資信託の選び方 |
| 申込期限 | 2026年1月13日（火）12:00 | 2026年2月9日（月）12:00 |
| 講 師 | アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 ファンドプロモーション部 リレーションシップマネージャー 中島 まゆみ氏 | 七十七銀行 営業統轄部 営業企画課 大内 亜弓 |
| 対 象 | 資産形成にご興味のある方 | |
| 参加費用 | 無 料 | |
| 申込方法 | 別紙のチラシをご参照いただき、七十七銀行アプリよりお申込みください。 ※セミナーのお申込み・ 七十七銀行アプリのダウンロードはこちら➡ |  |

以 上

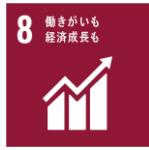

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

七十七グループは持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



もっと、ずっと、地域と共に。

(関連するSDGs)



SDGs (Sustainable Development Goals)

2015年9月に、国連に加盟する全ての国が全会一致で採択した 国際目標であり、17のゴールと、169のターゲットから構成されています。

七十七グループは2020年7月に「七十七グループのSDGs宣言～もっと、ずっと、地域と共に。～」を表明し、SDGsに対する取組みを更に強化するため、2021年10月に「SDGs実践計画」を策定しました。

参加
無料

基礎から学べる!

資産形成セミナー

2026年の投資環境を読み解く!

—今からでも始められる資産運用と投資信託の活用法—

講師

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
ファンドプロモーション部リレーションシップマネージャー



中島 まゆみ氏

2026年の市場動向を踏まえ、
資産運用の考え方と投資信託の活用法を
わかりやすく解説します。
投資信託に興味がある方も、これから始めたい方も、
きっと新年のヒントが見つかるセミナーです。



2026年
1月16日(金)
18:00～19:00



会場 Zoom

対象 資産形成にご興味のある方

開催日前日までに、申込時にご登録いただいたメールアドレスに、ZoomのID・パスワード等を送信します。

申込締切日時 1月13日(火)12:00 〈お申込方法は裏面をご覧ください〉

77 BANK 七十七銀行

お申込方法

「七十七銀行アプリ」からお申込みいただけます

七十七銀行
アプリは
こちらから



七十七銀行アプリ
トップ画面を
下にスクロール
▼
「オススメ」の
「資産形成セミナー
申込み」
をタップします。



アンケート等一覧から
「【2026年1月16日開催】
資産形成セミナー申込み」
をタップします。
必要事項をご入力のうえ、
お申込みください。

本セミナーでは、ご紹介する各種サービスや金融商品等の勧誘を行うことがあります。

投資信託のご注意事項

投資信託のリスクについて

- 投資信託は、株式など価格変動を伴う有価証券等に投資するため、以下の要因等により、投資元本を割込むことがあります。元本および分配金が保証されている商品ではありません。
 - ①組入株式の価格の下落、金利変動等による組入債券の価格の下落
 - ②組入株式・組入債券等の発行者の経営・財務状況の変化
 - ③海外の株式・債券等への投資における為替相場の変動
- 換金可能日に制限（クローズド期間等）がある投資信託商品は、換金できない場合があります。

投資信託ご購入にあたってのその他のご留意事項

- 投資信託をご購入の際には、投資信託取扱店にて最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」等をお受け取りいただくか、「インターネットバンキング」において最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」等を必ずお読みいただき、商品内容やリスクおよび手数料等の詳細を十分ご理解のうえ、ご自身のご判断でお申込みください。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

投資信託の諸費用について

1. お客さまに直接ご負担いただく費用

| | |
|-----------------------|---|
| お申込手数料 (当行取扱ファンド) | お買付金額（約定金額）に対し最大3.3%（消費税込） |
| 信託財産留保額 (当行取扱ファンド) | ファンドの基準価額に対し最大0.7% ・ご換金時に上記割合が差し引かれます。 |

2. 間接的にご負担いただく費用

| | |
|--------------------|--|
| 信託報酬 (当行取扱ファンド) | ファンドの純資産総額に対し最大年率2.2%（消費税込） ・運用期間中、ファンドの純資産総額から上記割合が差し引かれます。 |
| その他費用 | 資産の運用・保管・管理等に際し、有価証券売買手数料等の諸費用等が発生いたしますが、これもお客さまに間接的にご負担いただく費用となります。 |

*お申込手数料、信託財産留保額および信託報酬はファンドにより異なるほか、運用等に際し発生する諸費用等については、今後の運用方法等により変化するため、詳細を掲載しておりません。詳しくは各ファンドの最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」等をご覧ください。なお、手数料等諸費用の合計額および一部費用の詳細については、保有期間等に応じて異なりますので表示できません。

NISA口座ご利用にあたってのご注意事項

- NISA制度では、すべての金融機関を通じて1人につき1口座しか開設することはできません。（金融機関の変更を行った場合を除く）
- NISA制度を利用した口座は、開設後、税務署の審査が完了するまで金融機関の変更および廃止はできません。
- NISA口座では、株式投資信託等の配当金や売買益等は非課税となる一方で、これらの売買損益はないものとされます。したがって、特定口座や一般口座で保有するほかの株式投資信託の配当金や売買益等との損益通算はできません。また、損益の繰越控除（3年）もできません。
- NISA口座では分配金の再投資は新たな投資とみなされ、その年の非課税投資枠を利用することになります。例えば年初に50万円を投資し、翌年に得た1万円の分配金が再投資されると、翌年の非課税投資枠を1万円利用したことになります。
- 当行の非課税口座に受け入れた公募株式投資信託は、他の金融機関に開設した非課税口座へ移管できません。
- ファンド購入後に税務署よりNISA口座の開設が否認された場合、購入したファンドは課税口座（一般口座または特定口座）へ振替となります。
- 上場株式等の配当等はNISA制度を利用した口座を開設する金融機関等経由で交付されないものは非課税とはなりません。
- 税法上は、上場株式や上場投資信託等の取扱が可能ですが、当行においては公募株式投資信託（当行の投資信託取扱商品は全て公募株式投資信託）が対象となります。
- 年間投資枠（つみたて投資枠120万円/成長投資枠240万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円/うち成長投資枠1,200万円）の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税となります。
- 基準経過日（NISA口座内に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいう。）におけるNISA口座開設者の氏名・住所について、所定の方法で確認します。なお、確認できない場合は、新たにNISA口座への上場株式等の受入れができなくなります。
- 出国により非居住者となる場合は、出国前に「出国届出書」の提出が必要となります。

[つみたて投資枠におけるご注意事項]

- つみたて投資枠での購入は、積立契約に基づく、定期的かつ継続的な方法により行なうことができます。
- つみたて投資枠にかかる積立契約により購入した投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年1回通知します。
- つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託となります。

[成長投資枠におけるご注意事項]

- 成長投資枠では、以下条件をすべて満たすものに限られます。
 - ①信託期間が20年以上または無期限であること
 - ②一定のデリバティブ取引が用いられていないこと
 - ③毎月分配でないこと

ご不明な点がございましたら、投資信託取扱店の担当者
または本部（担当部署）までお問い合わせください。

投資信託取扱店 ■東北地区の全営業店（一部の出張所を除く）および札幌支店
本部（担当部署） ■営業統轄部ウェルスマネジメント室

参加
無料

基礎から学べる!

資産形成セミナー

日 イサ
2/13

今日はNISAの日! 改めて知りたいNISAのこと

講師 七十七銀行 行員

主な内容

- NISAとは
- NISAの活用術
- 投資信託の選び方



2026年
2月13日 金
※「NISA」の日
18:00～19:00



会場 Zoomミーティング
対象 資産形成にご興味のある方

開催日前日までに、申込時にご登録いただいたメールアドレスに、ZoomのID・パスワード等を送信します。

申込締切日時 2月9日(月)12:00 (お申込方法は裏面をご覧ください)

77 BANK 七十七銀行

2025年12月19日現在

お申込方法

「七十七銀行アプリ」からお申込みいただけます

七十七銀行
アプリは
こちらから



七十七銀行アプリ
トップ画面を
下にスクロール
▼
「オススメ」の
「資産形成セミナー
申込はこちら」
をタップします。



アンケート等一覧から
「[2026年2月13日開催]
資産形成セミナー申込み」
をタップします。
必要事項をご入力のうえ、
お申込みください。

本セミナーでは、ご紹介する各種サービスや金融商品等の勧誘を行うことがあります。

投資信託のご注意事項

投資信託のリスクについて

- 投資信託は、株式など価格変動を伴う有価証券等に投資するため、以下の要因等により、投資元本を割込むことがあります。元本および分配金が保証されている商品ではありません。
 - ①組入株式の価格の下落、金利変動等による組入債券の価格の下落
 - ②組入株式・組入債券等の発行者の経営・財務状況の変化
 - ③海外の株式・債券等への投資における為替相場の変動
- 換金可能日に制限（クローズド期間等）がある投資信託商品は、換金できない場合があります。

投資信託ご購入にあたってのその他のご留意事項

- 投資信託をご購入の際には、投資信託取扱店にて最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」等をお受け取りいただくか、「インターネットバンキング」において最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」等を必ずお読みいただき、商品内容やリスクおよび手数料等の詳細を十分ご理解のうえ、ご自身のご判断でお申込みください。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。

投資信託の諸費用について

1. お客さまに直接ご負担いただく費用

| | |
|-----------------------|---|
| お申込手数料 (当行取扱ファンド) | お買付金額（約定金額）に対し最大3.3%（消費税込） |
| 信託財産留保額 (当行取扱ファンド) | ファンドの基準価額に対し最大0.7% ・ご換金時に上記割合が差し引かれます。 |

2. 間接的にご負担いただく費用

| | |
|--------------------|--|
| 信託報酬 (当行取扱ファンド) | ファンドの純資産総額に対し最大年率2.2%（消費税込） ・運用期間中、ファンドの純資産総額から上記割合が差し引かれます。 |
| その他費用 | 資産の運用・保管・管理等に際し、有価証券売買手数料等の諸費用等が発生いたしますが、これもお客さまに間接的にご負担いただく費用となります。 |

*お申込手数料、信託財産留保額および信託報酬はファンドにより異なるほか、運用等に際し発生する諸費用等については、今後の運用方法等により変化するため、詳細を掲載しておりません。詳しくは各ファンドの最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」等をご覧ください。なお、手数料等諸費用の合計額および一部費用の詳細については、保有期間等に応じて異なりますので表示できません。

NISA口座ご利用にあたってのご注意事項

- NISA制度では、すべての金融機関を通じて1人につき1口座しか開設することはできません。（金融機関の変更を行った場合を除く）
- NISA制度を利用した口座は、開設後、税務署の審査が完了するまで金融機関の変更および廃止はできません。
- NISA口座では、株式投資信託等の配当金や売買益等は非課税となる一方で、これらの売買損益はないものとされます。したがって、特定口座や一般口座で保有するほかの株式投資信託の配当金や売買益等との損益通算はできません。また、損益の繰越控除（3年）もできません。
- NISA口座では分配金の再投資は新たな投資とみなされ、その年の非課税投資枠を利用することになります。例えば年初に50万円を投資し、翌年に得た1万円の分配金が再投資されると、翌年の非課税投資枠を1万円利用したことになります。
- 当行の非課税口座に受け入れた公募株式投資信託は、他の金融機関に開設した非課税口座へ移管できません。
- ファンド購入後に税務署よりNISA口座の開設が否認された場合、購入したファンドは課税口座（一般口座または特定口座）へ振替となります。
- 上場株式等の配当等はNISA制度を利用した口座を開設する金融機関等経由で交付されないものは非課税とはなりません。
- 税法上は、上場株式や上場投資信託等の取扱が可能ですが、当行においては公募株式投資信託（当行の投資信託取扱商品は全て公募株式投資信託）が対象となります。
- 年間投資枠（つみたて投資枠120万円/成長投資枠240万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円/うち成長投資枠1,200万円）の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得および譲渡所得等が非課税となります。
- 基準経過日（NISA口座内に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいう。）におけるNISA口座開設者の氏名・住所について、所定の方法で確認します。なお、確認できない場合は、新たにNISA口座への上場株式等の受入れができなくなります。
- 出国により非居住者となる場合は、出国前に「出国届出書」の提出が必要となります。

[つみたて投資枠におけるご注意事項]

- つみたて投資枠での購入は、積立契約に基づく、定期的かつ継続的な方法により行なうことができます。
- つみたて投資枠にかかる積立契約により購入した投資信託の信託報酬等の概算値を、原則として年1回通知します。
- つみたて投資枠で買付可能な商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託となります。

[成長投資枠におけるご注意事項]

- 成長投資枠では、以下条件をすべて満たすものに限られます。
 - ①信託期間が20年以上または無期限であること
 - ②一定のデリバティブ取引が用いられていないこと
 - ③毎月分配でないこと

ご不明な点がございましたら、投資信託取扱店の担当者
または本部（担当部署）までお問い合わせください。

投資信託取扱店 ■東北地区の全営業店（一部の出張所を除く）および札幌支店
本部（担当部署） ■営業統轄部ウェルスマネジメント室